

静岡県立大学短期大学部既修得単位認定に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 118 号

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学短期大学部学則第 25 条の 3 に基づき、新たに本学の第 1 年次に入学した学生の既に修得した授業科目及び単位の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(申請資格)

第 2 条 単位認定を願い出ることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）を卒業した者

- (1) 大学又は短期大学を退学した者
- (2) 短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科、その他文部科学省が別に定める教育施設において学修した者
- (3) 前各号と同等以上の資格があると認められる者

(認定科目及び単位)

第 3 条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、既に履修した授業科目及び単位について、合計 30 単位（看護学科及び歯科衛生学科にあつては 46 単位）を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

(申請手続)

第 4 条 この規程による認定を希望する学生は、入学の許可を受けた日以後、最初の履修登録期間開始の前日までに学長に申請しなければならない。

(申請書類)

第 5 条 前条の申請は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 認定申請書（本学所定様式による。）
- (2) 単位修得あるいは学修を証する書類
- (3) 学修内容を証する書類

(修業年限)

第 6 条 この規程によって単位認定を受けた者の修業年限の短縮は行わない。

(認定の取消)

第 7 条 学長は、この規程により認定を受けた学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 学則第 31 条の規定により転学したとき
- (2) 学則第 34 条の規定により退学したとき
- (3) 学則第 35 条の規定により除籍されたとき

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

